

## 屋久島町屋久杉ランド休憩施設『森泉』指定管理者募集要項

屋久島町屋久杉ランド休憩施設『森泉』の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

### 1 対象施設の概要

#### (1) 名称

屋久島町屋久杉ランド休憩施設『森泉』

#### (2) 所在地

屋久島町ハサ岳国有林80林班わ小班

#### (3) 設置目的

屋久杉ランドを訪れる地域住民及び観光客等に休憩の場として提供するために設置

#### (4) 施設の内容

##### ① 施設の面積

207㎡

##### ② 施設の内容

木造2階建て 1階部分 売店・トイレ

2階部分 休憩スペース

### 2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

(2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

### 3 指定管理者の業務等

(1) 休憩施設の維持管理に関する業務

(2) 休憩施設の利用に関する業務

(3) 休憩施設売店に関する業務

(4) その他、休憩施設の維持管理に関して町長が必要と認める業務

### 4 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないとき是指定を取り消すことがあります。

## 5 利用料金収入の取り扱い

- (1) 指定管理者は、施設の利用料金を収入として収受し、事業の充実を資する目的に使用することができる。
- (2) 利用料金については、屋久島町屋久杉ランド休憩施設の設置及び管理に関する条例の規定による金額とし、利用率の向上、サービスの向上に配慮する。
- (3) 利用料金の減免措置については、原則として条例のとおりとします。
- (4) 指定管理者の使用料は無料とする。

## 6 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②屋久島町から指名停止措置を受けていないこと。
- ③町税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- ④会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑤指定管理者として指定された場合は、屋久島に住所を有すること。

## 7 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を屋久島町に提出していただきます。なお、屋久島町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書〔屋久島町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成19年10月1日規則第44号）別記第1号様式〕
- (2) 屋久島町屋久杉ランド指定管理者事業計画書（別記第2号様式）及び収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 納税証明書
  - イ 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - ロ 屋久島町の町税（同町税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の町県民税）について未納がないことの証明書
- (8) その他町長が必要と認める書類

## 8 業務に関する経費等

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費は、利用料金及び自主事業の収入によって賄うものとする。

## 9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を令和2年12月25日（金）～令和3年1月22日（金）まで電話又はファックス並びに電子メールで受け付けます。

## 10 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 屋久島町役場 観光まちづくり課  
〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20  
電話0997-43-5900（内線234）  
ファックス0997-43-5905  
電子メール [kankou@town.yakushima.kagoshima.jp](mailto:kankou@town.yakushima.kagoshima.jp)
- (2) 提出期間 令和2年12月28日（月）から令和3年1月22日（金）  
※ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。（閉庁日を除く。）  
※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着のこと。  
※ 電子メール、ファックスでの提出は認めません。

## 11 選定方法

指定管理候補者選定委員会において各委員が次の選考事項に沿ってそれぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定します。この審査の際に応募者から聴き取り調査を行うことがあります。

### ①住民の平等な利用の確保

- ア 施設の設置目的及び管理方針の理解
- イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果

### ②施設の効用の最大限の発揮

- ア サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
- イ 施設管理の具体的及び実現の可能性
- ウ 安全・安心に利用できる施設とするための管理の具体的方策

### ③経費の縮減

- ア 施設の管理にかかる経費内容

### ④管理を安定して行う人的、財政的基礎

- ア 施設の管理や事業の実施に必要な人員が確保されているか。
- イ 安定的な運営が可能となる人的能力及び財政的基盤

### ⑤その他必要な事項

- ア 災害その他緊急時の危機管理体制は確立されているか。

- イ 個人情報保護対策は万全か。
- ウ 新規・魅力的なイベント・企画等の提案がなされているか。

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤その他、選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

14 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

15 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- ①指定管理者は、屋久島町議会の議決を経て決定（指定）されます。
- ②この協定の管理業務に係る委託料は、無料とする。

16 その他

- ①提出書類はお返しできません。
- ②提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ③提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

問合せ先 屋久島町役場 観光まちづくり課

電話0997-43-5900（内線234）

ファックス0997-43-5905

電子メール [kankou@town.yakushima.kagoshima.jp](mailto:kankou@town.yakushima.kagoshima.jp)